

# 虐待防止のための指針

医療法人刀圭会 本川越病院

## 1. 当事業所における虐待防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止に努めることが重要である。

当事業所では、法に基づく虐待の防止及び早期発見・発見時の迅速かつ適切な対応を徹底するとともに、再発防止策を策定し、すべての事業所職員は本指針に従い、サービス提供にあたることとする。

### 【虐待の定義】

- ・身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じるか生じるおそれのある行為を加えること。又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ・介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか結果的であるかを問わず、利用者を衰弱させてしまうような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ・心理的虐待：脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により、精神的苦痛を与えること。
- ・性的虐待：利用者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
- ・経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待防止及び早期発見・迅速な組織的対応を図ることを目的に、次の虐待防止検討委員会を設置する。

### 【虐待防止検討委員会】

- ①委員会の委員長は事務部長とする。代行者は看護部長や管理者等とする。
- ②委員会の委員は、各事業所スタッフとする。
- ③委員会は定期開催とし、虐待が発生した場合は、臨時で委員会を開催する。
- ④委員会の審議事項等
  - ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
  - ・虐待防止のための指針の整備・見直しに関すること。
  - ・虐待防止のための職員の研修の内容に関すること。
  - ・虐待について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。
  - ・虐待を把握した場合、市への通報を迅速・かつ適切に行われるための方法に関すること。
  - ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
  - ・前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

新規職員採用時は必ず研修を実施し、全職員に対しては定期的に年1回以上開催し、実施概要等を電磁的記録等で保存するとともに、研修資料と共にファイルに綴り保管する。

なお、県や市など外部が行う「虐待」「権利擁護」等に関する研修会の参加をもって、定期開催の参加とすることもできるため、外部研修で得られた知識は不参加職員に情報伝達し、普及・啓発に努めていく。

#### 4. 虐待が発生(疑いを含む)した場合の対応方法に関する基本方針

##### (1) 市への通報

虐待を発見(疑いを含む)した場合は、「川越市高齢者虐待対応マニュアル」(以下、「マニュアル」とする)に従って市の担当窓口へ速やかに通報をする。被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を与えるなど緊急性の高い事案に関しては、警察・消防・救急等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の安全を最優先する。

※ 報告方法に関しては、「マニュアル」参照

##### (2) 事業所への報告

委員会の委員長や管理者に報告をし、臨時で委員会を開催する。万が一、客観的に事実確認をした結果、その原因が職員であった事が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

※ (1)(2) いずれに関しても、通報・報告によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものであり、個人が特定されないよう対応する。

#### 5. 虐待等が発生(疑いを含む)した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 市に関しては、4.項 (1) に準じ、相談に関しても、「マニュアル」に沿って行う。

(2) 事業所内の対応としては、「マニュアル」にある事実確認シート等を活用し、情報共有を図る。

#### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者およびその家族に対して、市や社会福祉協議会等に窓口があることをご案内する。

#### 7. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、当事業所において包括的に設置する苦情窓口で対応する。

#### 8. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針については、いつでも閲覧できるように事業所に掲示する。

#### 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

(1) 「マニュアル」を活用し、市や多職種と連携を図り、虐待防止に努める。

(2) 外部研修等へ参加し、虐待事例等に適切に対応できるよう自己研鑽に努める。

(3) 本指針に定めのない事項や修正等は委員会にて協議する。

#### 10. 附則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。